

## EVバス・EVトラック導入促進事業

事業者等がEVバス・EVトラック等を導入する際にその費用の一部を助成します。

- <対象者> 事業者、リース事業者等
- <助成対象経費> 使用の本拠の位置が都内にあるEVバス・トラック、PHEVバス・トラックの購入費
- <助成限度額> 3,500万円  
 ※同等クラスのディーゼル自動車との差額を助成、国補助金を受ける場合にはその額を控除  
 ※V2B又は公共用充電器を導入した事業者に対して、車両1台について補助額を最大10万円上乗せ  
 ※グリーン経営認証又はISO14001認証取得の事業者に対して、車両1台について補助額を50万円上乗せ
- <受付期間> 令和6年4月26日（金）から令和7年3月31日（月）まで

<お問合せ先>  
 クール・ネット東京 モビリティチーム  
 TEL：050-3155-5646

詳細は  
 クール・ネット東京  
 ホームページをご参照ください。



## 燃料電池トラック実装支援事業

燃料電池トラックを導入するに当たり、その経費の一部を助成します。

- <対象者> 事業者、リース事業者等
- <助成対象経費> 使用の本拠の位置が都内にある燃料電池トラックの購入費、水素燃料費
- <助成限度額> (購入費用) 燃料電池小型トラック 1,300万円 燃料電池大型トラック 5,600万円  
 ※車両本体価格から国補助額及び同等仕様のディーゼルトラックの車両本体価格を差し引いた額  
 (水素燃料費) 燃料電池小型トラック 200万円 燃料電池大型トラック 900万円  
 ※水素と軽油の価格差
- <受付期間> 令和6年5月28日（火）から  
 令和7年3月31日（月）まで

<お問合せ先>  
 クール・ネット東京 モビリティチーム  
 TEL：050-3155-5646

詳細は、クール・ネット東京  
 ホームページをご参照ください。  
 購入費 水素燃料費



## シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業

シェアリング・レンタル用の電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）、電動バイク（EVバイク）等の導入に必要な費用の一部を助成します。

- <対象者> ①道路運送法におけるカーシェアリング事業者・レンタカー事業者  
 ②車両のシェアリングを行う事業者  
 ③EVバイクのシェアリング・レンタルサービスを実施する事業者
- <助成対象経費> ①レンタカー・カーシェア事業で使用するZEVの購入費  
 ②シェアリング利用する社用車のZEVの購入費 ※2台以上導入する場合のみ対象  
 ③シェアリング・レンタル利用するEVバイクの購入費 ※「わ」ナンバー以外は2台以上導入する場合のみ対象
- <助成限度額> (車両) EV/PHEV：給電機能有 75万円、給電機能無 65万円  
 FCV：給電機能有 200万円、給電機能無 190万円  
 ※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、補助額を最大10万円上乗せ  
 ※V2B又は公共用充電器を導入した事業者に対して、車両1台について補助額を最大10万円上乗せ（FCVはV2Bのみ）  
 ※高額車両（税抜840万円以上）については、補助額の合計に0.8を乗じた額とする  
 (EVバイク) 53万円  
 ※同種同格のガソリン車価格との差額から国の補助金を除いた額に5万円を上乗せした額を助成
- <受付期間> 「わ」ナンバー：令和6年4月26日（金）から令和7年3月31日（月）まで  
 「わ」ナンバー以外：令和6年4月26日（金）から令和6年12月31日（火）まで

<お問合せ先>  
 クール・ネット東京 モビリティチーム  
 TEL：050-3155-5646

詳細は  
 クール・ネット東京  
 ホームページをご参照ください。

